

●香川県告示第46号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成30年2月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波沿岸	長浜漁港	長浜漁港海岸	<p>1 指定場所 さぬき市鴨庄字堀切地先</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、補助点3、補助点2、補助点1を順次直線で結んだ線及び補助点1と基点1を漁港区域円弧に沿い結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点1 さぬき市鴨庄字堀切66番地2地先の標杭 基点2 基点1から35度11分、43.8メートルの地点 基点3 基点2から34度07分、26.2メートルの地点 基点4 基点3から38度50分、13.9メートルの地点 基点5 基点4から0度50分、5.3メートルの地点 基点6 基点5から15度48分、25.5メートルの地点 基点7 基点6から12度10分、55.6メートルの地点 基点8 基点7から346度59分、21.7メートルの地点 補助点1 基点1から266度47分、38.1メートルの地点 補助点2 基点4から301度23分、31.2メートルの地点 補助点3 基点8から261度50分、30.0メートルの地点</p>